



THE ROTARY CLUB OF HIROSHIMA-RYOHOKU

# 広島陵北ロータリークラブ

## - The Weekly Report -

～クラブのテーマ～

こころゆたかなロータリアン

～本年度会長方針～

ロータリアン 一歩 前へ



こころの中を見つめよう 博愛を広げるために

2011-2012年度  
R.I.会長メッセージ

第1019回例会 2012年4月11日 No.990号

### ■ 会長時間



#### 会長 南條 泰

先週貯五日は陵北桜を観る会に多数の方々がお集まりくださりありがとうございました。さくらは三分咲きでしたが、今日は満開から散り始めております。来年は是非、さくらの下で楽しみたいものです。

先週につづいて、さくらの話をさせていただきます。

サクラはバラ科サクラ属に属する落葉広葉樹です。西洋では果実を食用としたり花や葉の塩漬けとするように改良していますが、日本では花を楽しむため改

良しました。文化の違いでしょう。

分類としてヤマザクラ・オオシマザクラ・エドヒガンなど五種類から七種類が認められているそうです。江戸時代末期に作られたソメイヨシノは全国に広まり最も一般的な品種となりました。さくらは現在では600種類以上あるそうです。

さくらの名称は「咲く」に複数に咲くことの「ら」を加えてさくらとしたそうですが、その他諸説あります。さくらの原産地はヒマラヤ近郊と言われており日本では数百万年前から自生していると言われております。木はあまり大きくならず皮は水平方向に裂け目が出来るので小物入れや、茶筒などの細工物や版木に利用されています。花びらは五枚から百数十枚あるものまでさまざま、多くは白から桃色ですが、五日市の造幣局にはみどり色の花のさくらもあります。開花時期は、ヤエザクラは長く咲くが、ソメイヨシノは一週間ぐらいです。花が散ると葉桜として楽しんでいる。

「桜切る馬鹿、梅切らぬ馬鹿」と言うように傷口が傷みややすく剪定するには大変難しい木だそうです。決して折ってはいけません、そこから腐って枯れるそうです。花見の宴は桜の木の下で行いますが、土地が固くなり木が弱るので、少し離れた所から見るのが一番です。

みなさんが持っておられる百円硬貨に桜のデザインがされています、ご存じでしたか。ソメイヨシノは寿命60年と言われておりますが100年を超えるものもあり環境が良いと長生きするものです。過ぎましたが三月二七日は桜の日に制定されています。陵北桜の桜守である我々は大事に保護したいものです。

「さまさまの 事おもひだす 桜哉」 松尾芭蕉

#### 今回の例会(4月18日)

来賓卓話  
女性陶芸家  
稲留 清彩 様

#### 次回の例会(4月25日)

#### クラブフォーラム

#### 幹事報告(渡部幹事)

##### ■出席報告

##### ■例会変更

・広島北RC「創立43周年記念例会」  
【とき】4月24日(火) 18:00～【※4/26(木)の変更】

##### ■お知らせ

・5月20日(日)開催の地区協議会について、該当の方にはご案内をBOX配布していますので、ご確認いただき、出欠回答を事務局までお願いします。



.....SMILE BOX

##### 石川貴与和 君

本日、5月9日に卓話をさせていただく北野友栄さんにゲストに来てもらいました。5月9日を楽しみにしています。

##### 鈴木大次郎 君

陵北の桜はいかがでしたか?ぜひ来年もお花見をしましょう。

##### 副幹事より

今日の中国新聞より、広島信用金庫は新中期計画で独自技術への支援強化を行いました。益々の発展を祈願して武田君ニコニコへ。

当日計

7,000円

累計

753,189円

【例会】毎週水曜日(12:30～13:30) / リーガロイヤルホテル広島(広島市中区基町6-78) / 082-502-1121

【会長】南條 泰

【事務所】広島市中区基町6-78 リーガロイヤルホテル広島13F

【TEL】082-221-4894

【幹事】渡部 邦昭

【ホームページ】http://www.ryohoku-rc.jp/

【FAX】082-221-4870

## 会 員 卓 話

### 暴力団排除条例について

森川 和彦 君

平成22年12月27日、広島県暴力団排除条例が制定され、平成23年4月1日に施行されました。この条例は、広島県における暴力団排除について、県と県民事業者の役割を明らかにし、暴力団排除に関する基本的施策、暴力団に対する利益の供与の禁止、暴力団の排除のために講ずべき措置等を定めることによって、官民が一体となって暴力団排除を推進することで県民の安全・平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としています。



条例の主な内容は、第1に暴力団へ利益供与等を行った者に関する調査、勧告及び公表、第2に入札参加資格業者等に関する知事への通報、第3に青少年の健全な育成を図るための措置等です。

行政である県ばかりでなく、県民及び事業者にも、それぞれの暴力団排除の役割を明記することで、暴力団排除の実効性をあげようという狙いがあります。場合によっては、ホームページで公表されたりすることもあることになっていますが、今のところ、勧告までで公表に至ったケースはないそうです。

暴力団にかかわって良いことは一つもありません。暴力団からアプローチがあっても、絶対に応じないようにしなければなりません。この条例によって、断りやすくなると考えられます。事業者の場合には、入札資格にも影響することがありますので、力を合わせて暴力団排除に努めていただきたいと思います。